

嶺北消防組合管内（あわら市、坂井市内）において、
野外焼却（野焼き）行為により炎が拡大し、消防車両が
出場する事案が多発しています！！

**野外焼却（野焼き）は、法律で原則禁止
されています！**

日々の生活から出る一般廃棄物であっても、野外焼却、いわゆる野焼き
については一部の例外を除き、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』によ
り禁止されています。もちろん地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却や
基準を満たさない焼却炉による焼却行為も野焼きと同じで禁止されていま
す。



野外焼却（野焼き）の際に発生する炎や
煙は、行為者の思いに反して、当日の気象
状況等によっては、予想以上に遠くまで広
がるため、周辺住民の方々にご迷惑をかけ
るだけでなく、火災発生の要因となる可能
性も高く大変危険な行為となります。

「少しぐらい・・・、自分だけなら・・・」などと安易に考えず、廃棄物は適切
に処分するようにしてください。